

4月から「兵庫県済生会」が指定管理者として、民間のノウハウを生かして三田市民病院を運営します。指定管理者制度の導入後も、公立病院として、市民の皆さんに良質な医療を提供し、地域医療を守ります。



◀ 市民病院 HP

■ なぜ指定管理者制度を導入するの？

三田市民病院と済生会兵庫県病院を統合し、12年度中に新病院を開院予定です。新病院への移行をスムーズに切れ目なく進めるため、三田市民病院と済生会兵庫県病院の運営方法やシステムなどを合わせておくことや、新病院に移行するまでの間、2つの病院で連携して地域の医療需要に対応していく必要があることから、三田市民病院の運営を兵庫県済生会が行います。



指定管理者制度とは？

地方公共団体が、指定する法人その他の団体に「公の施設」の管理を行わせることができる制度です。民間の経営や運営手法を活用し、市民サービスの向上と行政コストの縮減などを図ることを目的としています。

市民病院として市が責任を持ちながら、運営は兵庫県済生会に任せてノウハウを生かしてもらってことだね



■ 変わりません！安全・安心の医療体制



三田市が病院の設置者として、運営状況をチェックします。



「一般外来の対応時間」
「24時間の救急体制」
「診療科」など外来診療の流れは変わりません。



今の診察券も使えます。基本的な手続きも変わりません。

■ 変わります！民間事業者の強みを生かした運営



病院名が「三田市民・済生会病院」に変わります。



無料低額診療*を実施します。(5月頃から)

*生活困窮などにより必要な医療を受ける機会が制限されないよう、医療費の自己負担分を軽減する制度



全国に広がる済生会のネットワークを生かし、医薬品や診療材料などの共同購入により経費を削減します。

問い合わせ＝市民病院事務局総務課 (565-8605 FAX 565-8011)